

## 金取引約款

2021年12月16日改定（同日施行） 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

改定前	改定後
<p>第3条 （取引商品）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. 当社が取扱う金地金及びその品質は、次の通りとします。</p> <p>(1) 金 純度 99.99%以上の金地金（大阪取引所が認定した国内ブランド）</p>	<p>第3条 （取引商品）</p> <p>1. （現行通り）</p> <p>2. 当社が取扱う金地金及びその品質は、次の通りとします。</p> <p>(1) 金 純度 99.99%以上の金地金（<u>大阪取引所</u> <u>またはロンドン貴金属市場協会が認定した国内ブランド</u>）</p>

改定前	改定後
<p>第9条 (取引の種類)</p> <p>1. お客様は、次の方法により金地金の買付を行うことができるものとします。</p> <p>    スポット購入取引</p> <p>    お客様が、その都度買付代金を指定して、当社が提示する購入価格により買付を行うことを申し込む取引</p> <p>2. お客様は、次の方法により金地金の売付を行うことができるものとします。</p> <p>    スポット売却取引</p> <p>    お客様が、その都度売付代金を指定して、当社が提示する売却価格により売付を行うことを申し込む取引</p> <p>3. お客様は、クラウドファンディング口座の預り現金残高及び金地金の預り残高の範囲内で、それぞれ第1項及び第2項の取引を行うことができるものとします。</p> <p>4～5. (省 略)</p>	<p>第9条 (取引の種類)</p> <p>1. お客様は、次の方法により金地金の買付けを行うことができるものとします。</p> <p>    (1) <u>スポット購入取引</u></p> <p>    お客様が、その都度買付代金を指定して、当社が提示する購入価格により買付けを行うことを申し込む取引</p> <p>    (2) <u>定額積立取引</u></p> <p>    <u>お客様が、当月の定額積立取引における買付代金（手数料及び消費税を含みます。以下同じ。）として前々月の所定の日時までに当社に申し込んだ金額に</u>  <u>応じ、第14条に基づく積立停止または第16条2項のサービスの利用を制限されるまで、当月の毎営業日に一定額を、各営業日当社が提示する購入価格により継続的に買付けを行う取引</u></p> <p>2. お客様は、次の方法により金地金の売付を行うことができるものとします。</p> <p>    スポット売却取引</p> <p>    お客様が、その都度売付代金を指定して、当社が提示する売却価格により売付を行うことを申し込む取引</p> <p>3. お客様は、クラウドファンディング口座の預り現金残高及び金地金の預り残高の範囲内で、それぞれ第1項第1号及び第2項の取引を行うことができるものとします。</p> <p>4～5. (現行通り)</p>

改定前	改定後
<p>第10条 (受渡し)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様が金地金の買付を行った場合、当社は、注文日から起算して原則2営業日後に、買付代金についてクラウドファンディング口座の預り現金残高から差し引き、金地金の預り残高を増加させるものとし、この方法により金地金をお客様に受渡します。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</li> <li>2. お客様が当社で買付した金地金の所有権は前項に定める金地金の受渡を行ったときに所有権がお客様に移転するものとします。</li> <li>3. お客様が金地金の売付を行った場合、当社は、注文日から起算して原則2営業日後に、売付代金についてはクラウドファンディング口座の預り現金残高を増加させ、金地金の預り残高を差し引くものとします。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</li> </ol>	<p>第10条 (受渡し)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客様が金地金の買付けを行った場合、当社は、注文日から起算して原則2営業日後に、買付代金についてクラウドファンディング口座の預り現金残高から差し引き、金地金の預り残高を増加させるものとし、この方法により金地金をお客様に受渡します。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</li> <li>2. <u>前項にかかわらず、前条第1項第2号に規定する定額積立取引において、当社は、当月の定額積立取引における買付代金を前月の所定の期日にお客様が登録した金融機関口座から引き落とし、当月の毎営業日に買付けを行う金地金については、買付けを行う当日中に金地金をお客様に受渡し、金地金の預り残高を増加させるものとします。</u></li> <li>3. お客様が当社で買付けした金地金の所有権は前2項に定める金地金の受渡を行ったときに所有権がお客様に移転するものとします。</li> <li>4. お客様が金地金の売付を行った場合、当社は、注文日から起算して原則2営業日後に、売付代金についてはクラウドファンディング口座の預り現金残高を増加させ、金地金の預り残高を差し引くものとします。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</li> </ol>

改定前	改定後
<p>第14条 (積立停止等) (新 設)</p>	<p>第14条 (積立停止等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>お客様は、当社に申し出ることにより、月単位で、第9条第1項第2号に定める定額積立取引を停止することができるものとし</u>ます。</li> <li>2. <u>前項の場合、お客様は定額積立取引を停止しようとする月の前々月の所定の日時まで</u>に申し出るものとします。</li> <li>3. <u>前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に、当社は積立を停止することがあります。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>定額積立取引において、お客様が登録した金融機関口座から、当社が定める所定の回数連続して定額積立取引における買付代金を引き落とすことができない場合</u></li> <li>(2) <u>クラウドファンディング口座とお客様が登録した金融機関口座の名義が同一ではない場合</u></li> <li>(3) <u>その他、当社が積立設定の解除が必要と判断をしたとき</u></li> </ol> </li> <li>4. <u>前項第1号に定める回数には、取引の継続に問題があると当社が認めて、お客様が登録した金融機関口座から定額積立取引における買付代金の引き出しを当社が行わなかった場合を含むもの</u>とします。</li> </ol> <p>(以下、条数を繰り下げる)</p>

改定前	改定後
<p>第17条 (免責事項)</p> <p>1. 当社は、クラウドバンク利用規約第3.2条に掲げる事由（金取引に関して合理的な読み替えを行うものとします。）のほか、次に掲げる事由その他の事由により、当社の故意または重過失によらず、お客様または第三者に発生した損害（現実が発生した通常かつ直接の損害を除きます。）については、その責を負わないものとします。</p> <p>(1) 当社が、第15条1項に基づきお客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失</p> <p>(2) 当社が、第15条2項に基づきお客様の金地金の反対売買を行なったことにより生じた損害・損失</p> <p>(3)～(4) (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第19条 (合意管轄)</p> <p>お客様と当社との間の本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第18条 (免責事項)</p> <p>1. 当社は、クラウドバンク利用規約第3.2条に掲げる事由（金取引に関して合理的な読み替えを行うものとします。）のほか、次に掲げる事由その他の事由により、当社の故意または重過失によらず、お客様または第三者に発生した損害（現実が発生した通常かつ直接の損害を除きます。）については、その責を負わないものとします。</p> <p>(1) 当社が、<u>第16条</u>に基づきお客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失</p> <p>(2) 当社が、<u>第16条第3項</u>に基づきお客様の金地金の反対売買を行なったことにより生じた損害・損失</p> <p>(3)～(4) (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第20条 (合意管轄)</p> <p>お客様と当社との間の本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を<u>第一審</u>の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

以上